

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成22年8月11日
【事業年度】	第26期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
【会社名】	スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社
【英訳名】	STARCAT CABLE NETWORK Co., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加藤 篤次
【本店の所在の場所】	名古屋市中区錦一丁目16番7号
【電話番号】	052（231）2390
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画室長 高田 真
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区錦一丁目16番7号
【電話番号】	052（231）2390
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画室長 高田 真
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年6月25日に提出した第26期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

①～⑤ 省略

(訂正後)

①～⑤ 省略

⑥ 取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨定款に定めております。

⑦ 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑨ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

イ. 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

ロ. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を実施することができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。